

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 19 条第 3 項第 2 号の規定により、資金管理団体でなくなった旨の届が提出されたので、同法第 19 条の 2 第 1 項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和 6 年 2 月 2 6 日

岐阜県選挙管理委員会 委員長 竹 内 治 彦

資金管理団体の 届出をした者の 氏 名	資金管理団体の名称	資金管理団体 でなくなった 年月日
高橋 勇樹	高橋勇樹後援会	R4. 12. 31